

# 「中華人民共和国増値税暫定条例実施細則」

(2009年1月1日 施行)

日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部中国北アジア課編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、以下のURLよりご参照いただけます。

([http://www.gov.cn/flfg/2008-12/18/content\\_1181744.htm](http://www.gov.cn/flfg/2008-12/18/content_1181744.htm))

# 増値税暫定条例実施細則

(財政部 国家稅務總局第 50 号令)

- 第 1 条 「中華人民共和國増値税暫定条例」(以下「条例」)に基づき、本細則を定める。
- 第 2 条 条例第 1 条でいう物品とは有形動産を指し、電力、熱力、気体を含む。  
条例第 1 条でいう加工とは、物品の受託加工、すなわち委託者が原料及び主要材料を提供し、受託者が委託者の要求に基づき物品を製造して加工費を受領する業務を指す。  
条例第 1 条でいう修理整備とは、損傷および機能を喪失した物品に対する修復実施を受託し、それによって原状と機能を回復させる業務を指す。
- 第 3 条 条例第 1 条でいう物品の販売とは、物品の所有権を有償譲渡することを指す。  
条例第 1 条でいう加工、修理整備役務(以下、課税役務という)の提供とは、加工、修理整備役務を有償提供することを指す。単位または個人商工事業者が雇用した従業員は、当単位または雇用主に加工、修理整備役務を提供するものであり、その中に含まない。  
本細則でいう有償とは、購買者から通貨、物品またはその他経済利益を取得することを指す。
- 第 4 条 単位または個人商工事業者の下記行為は、物品の販売と見なす。  
(1) 物品をその他単位または個人に引き渡して代理販売させる。  
(2) 物品を販売、代理販売する。  
(3) 二つ以上の組織を設けて一括計算を実施している納税者が、物品を一つの組織から他の組織に移送して販売用としている。ただし、関連する組織が同一の県(市)に設けられている場合は除外する。  
(4) 自家生産または委託加工の物品を非増値税課税項目に用いる。  
(5) 自家生産、委託加工の物品を集団の福利または個人消費に用いる。  
(6) 自家生産、委託加工または買い入れた物品を、投資としてその他の単位または個人商工事業者を提供する。  
(7) 自家生産、委託加工または買い入れた物品を、株主または投資家に割り当てる。  
(8) 自家生産、委託加工または買い入れた物品を、無償でその他の単位または個人に贈与する。
- 第 5 条 ある販売行為が、物品にかかわりかつ非増値税課税役務にもかかわる場合は、混合販売行為とする。本細則第 6 条の規定を除き、物品の生産、卸売りまたは小売りに従事する企業、企業性単位および個人商工事業者の混合販売行為は、物品販売と見なし、増値税を納付しなければならない。他の単位と個人の混合販売行為

は販売の非増値税課税役務と見なし、増値税を納付しない。

本条第1項でいう非増値税課税役務とは、営業税を納付すべき交通運輸業、建築業、金融保険業、郵便通信業、文化スポーツ業、娯楽業、サービス業の税目徴収範囲に属する役務を指す。

本条第1項でいう物品の生産、卸売りまたは小売りに従事する企業、企業性単位及び個人商工事業者は、物品の生産、卸売りまたは小売りへの従事を主としつつ、非増値税課税役務も兼業する単位と個人商工事業者を含む。

第6条 納税者の下記混合販売行為については、物品の販売額と非増値税課税役務の売り上げを別々に計算した上で、その物品販売の販売額に基づいて増値税を算出納付しなければならない。非増値税課税役務の売り上げについては増値税を納付しない。別々に計算していない場合は、主管税務機関がその物品の販売額を査定する。

- (1) 自家生産物品を販売すると同時に建築業役務を提供する行為。
- (2) 財政部、国家税務総局が定めるその他の状況。

第7条 納税者が非増値税課税項目を兼業している場合、物品または課税役務の販売額と非増値税課税項目の売り上げを別々に計算しなければならない。別々に計算していない場合は、主管税務機関が物品または課税役務の販売額を査定する。

第8条 条例第1条でいう中華人民共和国国境内（以下「国境内」）における物品販売または加工、修理整備役務の提供とは次のものを指す。

- (1) 物品販売の発送地または所在地が国境内にある。
- (2) 提供する課税役務が国境内で発生する。

第9条 条例第1条でいう単位とは、企業、行政単位、事業単位、軍事単位、社会团体及びその他単位を指す。

条例第1条でいう個人とは、個人商工事業者とその他個人を指す。

第10条 単位がその他単位または個人へのリースまたは請負経営を行う場合は、賃借人または請負人が納税者となる。

第11条 小規模納税者以外の納税者（以下「一般納税者」と称する）が販売物品の返品または値引きにより購入者に返金する増値税額については、販売物品の返品または値引きが発生した当期の販売税額から差し引かなければならない。購入物品の返品または値引きにより返金された増値税額については、購入物品の返品または値引きが発生した当期の仕入税額から差し引かなければならない。

一般納税者の物品販売または課税役務で、増値税専用発票を発行した後で販売物品の返品または値引き、発行の誤り等の状況が発生した場合、国家税務総局の規定に基づいて赤字増値税専用発票を発行しなければならない。規定に基づいて赤字増値税専用発票が発行されていない場合、増値税額は販売税額から差し引いてはならない。

第12条 条例第6条第1項でいう価格以外の費用は、価格以外に購入者から受領した手数

料、補助金、基金、資金調達費、返還利益、奨励費、違約金、滞納金、支払い繰延金利、賠償金、代行受領金、立替金、包装費、包装資材賃貸料、貯蔵費、心付け、運輸積み卸し費及びその他各種性質の価格以外の受領費用を含む。ただし下記の項目はその中に含まない。

- (1) 消費税を徴収すべき消費財の受託加工において、代わりに受領し代わりに納付した消費税。
- (2) 以下の条件にも該当する、立て替えた運輸費用。
  1. 輸送請負部門の運輸費用領収証を購入者に発行した場合。
  2. 納税者が当該の領収証を購入者に引き渡した場合。
- (3) 以下の条件にも該当する、代わりに受領した政府性基金または行政事業性の徴収費用。
  1. 国務院または財政部が設置を認可した政府性基金、国務院または省級人民政府及びその財政、価格主管部門が設置を認可した行政事業性の徴収費用。
  2. 受領時に省級以上の財政部門が作成した財政証票を発行している。
  3. 受領した金を全額政府財政に上納している。
- (4) 物品販売同時の保険代行等により購入者から受領した保険料、及び購入者から受領して購入者に代わって納付した車両購入税、車両ナンバープレート費。

第 13 条 混合販売行為が本細則第 5 条の規定に基づき増値税を納付しなければならない場合、その販売額は物品の販売額と非増値税課税役務売り上げの合計とする。

第 14 条 一般納税者の物品販売または課税役務については、販売額と販売税額を合わせて額を決定する方法を採用し、下記の公式に基づいて販売額を算出する。

$$\text{販売額} = \text{税込販売額} \div (1 + \text{税率})$$

第 15 条 納税者が人民元以外の通貨で販売額を決済する場合、その販売額の人民元換算率については、販売額が発生した当日または当月 1 日の人民元レート中値を選択することができる。納税者は事前にどちらの換算率を採用するか決定しなければならない。決定後 1 年間は変更してはならない。

第 16 条 納税者が、条例第 7 条でいうところの価格が明らかに低く正当な理由がない、または本細則第 4 条に列挙するところの物品販売と見なされる行為がありながら販売額がない場合、下記の手順により販売額を確定する。

- (1) 納税者の直近時期における同類物品の平均販売価格に基づいて確定する。
- (2) その他納税者の直近時期における同類物品の平均販売価格に基づいて確定する。
- (3) 総合課税価格に基づいて確定する。総合課税価格の公式は次の通り。

$$\text{総合課税価格} = \text{コスト} \times (1 + \text{コスト利益率})$$

消費税を徴収すべき物に属する物品については、その総合課税価格中に消費税額を加えなければならない。

公式中のコストとは、次のものを指す。自家生産物品を販売する場合は実際の生

産コスト、外部から購入した物品を販売する場合は実際の調達コスト。

公式中のコスト利益率は、国家税務総局が確定する。

第 17 条 条例第 8 条第 2 項第 (3) 号でいう買価は、納税者の農産品購入における農産品買付領収証または販売領収証上に記載された代金及び規定に基づいて納付した葉タバコ税を含む。

第 18 条 条例第 8 条第 2 項第 (4) 号でいう運輸費用金額とは、運輸費用決済証票上に記載された運輸費用（鉄道臨時管理路線及び鉄道専用線の運輸費用を含む）、建設基金を指し、積み卸し費、保険料等のその他雑費は含まない。

第 19 条 条例第 9 条でいう増値税控除証書とは、増値税専用発票、税関輸入増値税専用納付書、農産品買付領収証と農産品販売領収証及び運輸費用決済証票を指す。

第 20 条 混合販売行為で本細則第 5 条の規定に基づき増値税を納付しなければならないものについて、当該の混合販売行為がかかわる非増値税課税役務にて使用する物品購入の仕入税額が、条例第 8 条の規定に該当する場合、販売税額から相殺控除することを認める。

第 21 条 条例第 10 条第 (1) 号でいう購入物品は、増値税課税項目（増値税徴収免除項目を含まない）にも用いられ、非増値税課税項目、増値税徴収免除（以下「免税」と略）項目、集団の福利または個人消費にも用いられる固定資産を含まない。前項でいう固定資産とは、使用期間が 12 カ月を超える機器、機械、輸送設備及びその他生産経営と関連する設備、工具、器具等を指す。

第 22 条 条例第 10 条第 (1) 号でいう個人消費は、納税者の交際接待での消費を含む。

第 23 条 条例第 10 条第 (1) 号と本細則でいう非増値税課税項目とは、非増値税課税役務の提供、無形資産の譲渡、不動産の販売と不動産半成工事を指す。前項でいう不動産とは、移動ができない、または移動後に性質、形状の変化を生じる財産を指し、建築物、構造物とその他の土地付加物を含む。納税者による不動産の新築、改築、拡張、修繕、装飾は、すべて不動産半成工事に属する。

第 24 条 条例第 10 条第 (2) 号でいう正常でない損失とは、管理不備で生じた盗難、紛失、カビでの腐敗変質による損失を指す。

第 25 条 納税者が自家用とする、消費税を徴収すべきオートバイ、自動車、モーターボートについて、その仕入税額は販売税額から相殺控除してはならない。

第 26 条 一般納税者が免税項目または非増値税課税役務を兼業しているが、相殺控除してはならない仕入税額を区分できない場合は、下記の公式に基づいて相殺控除してはならない仕入税額を算出する。

相殺控除してはならない仕入税額＝当月の区分できないすべての仕入税額×当月の免税項目販売額、非増値税課税役務売り上げの合計÷当月のすべての販売額、売り上げの合計

第 27 条 仕入税額を相殺控除済みの購入物品または課税役務について、条例第 10 条に定める状況が発生した場合（免税項目、非増値税課税役務は除外）、当該の購入物品または課税役務の仕入税額を、当期の仕入税額から差し引かなければならない。当該の仕入税額が確定できない場合、当期の実際のコストに基づいて差し引くべき仕入税額を算出する。

第 28 条 条例第 11 条でいう小規模納税者の基準は次の通りとする。

(1) 物品生産または課税役務提供に従事する納税者、及び物品生産または課税役務提供への従事を主とし、物品の卸売りまたは小売りを兼業する納税者で、年間の増値税を徴収すべき販売額（以下、課税販売額と略）が 50 万元以下（左記数量を含む。以下同じ）の場合。

(2) 本条第 1 項第 (1) 号に規定する以外の納税者で、年間課税販売額が 80 万元以下の場合。

本条第 1 項でいう物品生産または課税役務提供への従事を主とするとは、納税者の年間の物品生産または課税役務提供の販売額が年間課税販売額に占める比率が 50% 以上の場合を指す。

第 29 条 年間課税販売額が小規模納税者基準を超えるその他個人は、小規模納税者として納税する。非企業性単位、経常的に課税行為が発生しない企業は、小規模納税者としての納税を選択することができる。

第 30 条 小規模納税者の販売額は、その納めるべき税額を含まない。

小規模納税者の物品または課税役務の販売に、販売額と納めるべき税額を合計して額を定める方法を採用している場合、下記の公式に基づいて販売額を算出する。  
販売額 = 税込販売額 ÷ (1 + 徴収率)

第 31 条 小規模納税者の販売物品の返品または値引きにより購入者に返金する販売額については、販売物品の返品または値引きが発生した当期の販売額から差し引かなければならない。

第 32 条 条例第 13 条と本細則でいう会計計算が健全であるとは、国の統一的な会計制度規定に基づいて帳簿を設置し、合法的、有効な証票に基づいて計算ができることを指す。

第 33 条 国家税務総局が別途定める場合を除き、納税者がいったん一般納税者と認定された後は、小規模納税者に転じることはできない。

第 34 条 下記状況のいずれかがある場合、販売額に基づき増値税税率に応じて納めるべき税額を算出しなければならず、仕入税額を相殺控除することはできず、増値税専用発票を使用することもできない。

(1) 一般納税者の会計計算が不健全である、または正確な税務資料が提供できない場合。

(2) 本細則第 29 条の規定を除き、納税者の販売額が小規模納税者基準を超えたが、

一般納税者認定手続実施の申請を行っていない場合。

第 35 条 条例第 15 条に規定する一部免税項目の範囲は以下の通り限定される。

- (1) 第 1 項第 (1) 号でいう農業とは、栽培業、養殖業、林業、牧畜業、水産業を指す。

農業生産者は、農業生産に従事する単位と個人を含む。

農産品とは一次産品たる農産品を指し、具体的な範囲は財政部、国家税務総局が確定する。

- (2) 第 1 項第 (3) 号でいう中古図書とは、社会から買い取った古書と中古本を指す。

- (3) 第 1 項第 (7) 号でいう自ら使用した品物とは、その他個人が自ら使用した品物を指す。

第 36 条 納税者の物品または課税役務の販売に免税規定を適用する場合、免税を放棄することができ、条例の規定に基づいて増値税を納付する。免税放棄後、36 カ月間は免税を再申請することはできない。

第 37 条 増値税課税最低限の適用範囲は個人に限る。

増値税課税最低限の範囲は以下の通り定める。

- (1) 物品を販売する場合は、月間販売額 2,000 元～5,000 元とする。
- (2) 課税役務を販売する場合は、月間販売額 1,500 元～3,000 元とする。
- (3) 都度納税する場合は、毎回 (日) の販売額 150 元～200 元とする。

前項でいう販売額とは、本細則第 30 条第 1 項でいう小規模納税者の販売額を指す。

省、自治区、直轄市財政庁 (局) と国家税務局は、規定の範囲内で、実情に応じて当地区に適用する課税最低限を確定し、財政部、国家税務総局に報告、登録しなければならない。

第 38 条 条例第 19 条第 1 項第 (1) 号に定める販売代金を受領した、または販売代金請求書を取得した当日は、販売決済方法ごとに異なる。具体的には次の通りとする。

- (1) 直接代金受領方式をとっている物品販売は、物品が発送されたか否かを問わず、販売代金を受領した、または販売代金請求書を取得した当日とする。
- (2) 受領委託及び支払い同意の方式と銀行委託代金受領方式をとっている物品販売は、物品を送り出し、受領委託手続きが完了した当日とする。
- (3) 掛け売りと分割式代金受領方式をとっている物品販売は、書面契約書で取り決めた代金受領日の当日とし、書面契約書がない、または書面契約書で代金受領日を取り決めていない場合は、物品発送の当日とする。
- (4) 商品代金事前徴収方式をとっている物品販売は、物品発送の当日とするが、生産工期が 12 カ月を超える大型機械設備、船舶、飛行機等物品の生産販売については、事前徴収代金を受領、または書面契約書で取り決めた代金受領日の当日とする。

- (5) その他納税者に委託する物品代理販売は、代理販売単位の代理販売決算書を受領、もしくは全部または一部の商品代金を受領した当日とする。代理販売決算書及び商品代金を受領しなかった場合は、代理販売物品を発送して満 180 日の当日とする。
- (6) 課税役務の販売は、役務提供と同時に販売代金を受領または販売代金を請求する証書を取得した当日とする。
- (7) 納税者に、本細則第 4 条第 (3) 号から第 (8) 号までに列挙する物品販売と見なされる行為が発生した場合、物品移送の当日とする。

第 39 条 条例第 23 条の一つの四半期を納税期限とする規定は、小規模納税者にのみ適用する。小規模納税者の具体的な納税期限は、主管税務機関がその納めるべき税額の大きさに応じてそれぞれ査定する。

第 40 条 本細則は 2009 年 1 月 1 日から施行する。